

電気工事を行う、又は、行っている建設業者の方へ

茨城県防災・危機管理部
消防安全課産業保安室

建設業の許可を受けた建設業者が電気工事業を開始したときは、電気工事業法の特例で、遅滞なく、みなし登録(通知)電気工事業者としてその旨を県知事に届出(通知)をすることが必要となります。下記の窓口で手続きを行ってください。

また、建設業の許可の有効期間満了に伴い許可の更新を受けた場合には、電気工事業法に基づき、みなし登録(通知)の変更手続きが必要となります。

◎みなし登録(通知)電気工事業者とは

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた建設業者で、電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第3項の電気工事の施工を反復・継続して行うときは、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第34条第4項又は第5項の規定により届出又は通知をしたものとなります。(この届出をしたものは、みなし登録電気工事業者、通知したものはみなし通知電気工事業者となります。)

記

1. 電気工事業法に係る届出等の窓口

電気工事業法に係る届出又は通知の窓口は、営業所所在地を管轄する県庁及び県民センターとなります。

- ① 県庁消防安全課産業保安室(県庁本庁舎6F) 電話029-301-3594
県央管内及び事業所又は営業所が管轄区域をまたがる場合
- ② 県北県民センター環境・保安課(常陸太田合同庁舎) 電話0294-80-3355
・ 日立商工労働センター(日立商工会議所会館内) 電話0294-21-6711
- ③ 鹿行県民センター環境・保安課(鉾田合同庁舎) 電話0291-33-6056
- ④ 県南県民センター環境・保安課(土浦合同庁舎) 電話029-822-7067
- ⑤ 県西県民センター環境・保安課(筑西合同庁舎) 電話0296-24-9140

2. 届出等の様式のダウンロード

キーワード「茨城県産業保安室」で検索 → 産業保安室からのお知らせ/茨城県

- ● 電気工事業法に基づく各種手続きのご案内
- 6 みなし登録電気工事業者
 - (1) 電気工事業のみなし登録に必要な書類
 - (2) みなし登録事項の変更の届け出(必要書類を確認)
- 9 様式集(PDF又はWORDでダウンロードできます。)

以上

【参 考】

電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年5月23日法律第96号)
(抜粋)

(建設業者に関する特例)

第34条 第2章及び第28条中登録の取消しに係る部分の規定は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者には、適用しない。

2 前項に規定する者であつて電気工事業を営むもの(次項に規定する者を除く。)については、前項に掲げる規定を除き、第3条第1項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 第1項に規定する者であつて自家用電気工事のみに係る電気工事業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、経済産業大臣又は都道府県知事に第17条の2第1項の規定による通知をした通知電気工事業者とみなしてこの法律を適用する。

4 第1項に規定する者は、電気工事業を開始したとき(次項に規定する場合を除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき、又は当該電気工事業を廃止したときも、同様とする。

5 第1項に規定する者は、自家用電気工事のみに係る電気工事業を開始したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。その通知に係る事項について変更があったとき、又は当該電気工事業を廃止したときも、同様とする。

6 登録電気工事業者が建設業法第2条第3項に規定する建設業者となったときは、その者に係る第3条第1項又は第3項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。